

燕市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

燕市下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年燕市条例第169号）の一部を次のように改正するものとする。

平成31年 3 月 1 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

燕市下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年燕市条例第169号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の燕市下水道事業受益者負担に関する条例第8条の規定は、平成31年度以後の年度分の負担金について適用し、平成30年度分までの負担金については、なお従前の例による。